

令和5年8月8日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和4年(仮)第5677号放送受信契約締結義務不存在確認請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所令和3年(ワ)第27520号)

口頭弁論終結日 令和5年6月22日

5

判

決

控訴人

同訴訟代理人弁護士

唐澤貴洋

東京都渋谷区神南2丁目2番1号

10

被控訴人

日本放送協会

同代表者会長

前田晃伸

同訴訟代理人弁護士

永野剛志

同

大西剛

同

木田翔一郎

15

同

広瀬里美

主

文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

#### 事実及び理由

20

#### 第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 控訴人が控訴人の住所地において被控訴人と日本放送協会放送受信規約を内容とする放送受信契約を締結する義務が存在しないことを確認する。

3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

25

#### 第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、日本放送協会放送受信規約（令和5年

4月1日施行のもの。以下「新規約」という。) 12条2項において、被控訴人の放送を受信することのできる受信設備を設置した者(以下「受信設備設置者」という。)が被控訴人との放送受信契約(以下「受信契約」という。)の締結を怠った場合、所定の放送受信料のほか、その2倍の額に相当する割増金の支払を義務付けることを定めているのは公序良俗に反して無効であるとして、控訴人には新規約12条2項を契約内容とする受信契約を締結する義務が存在しないことの確認を求めている事案である。

原審が控訴人の請求を棄却したため、控訴人が控訴した。

なお、控訴人は、令和4年法律第63号による改正前の放送法64条1項に定めるところにより締結される放送の受信についての契約を定める日本放送協会放送受信規約(以下「旧規約」という。)12条1号に基づく令和元年11月27日から令和4年6月6日までの期間について、割増金8万3210円の支払債務が存在しないことの確認も求めていたが、同訴えは原審において却下され、控訴人は当審において同訴えを取り下げた。

## 2 前提事実(争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

### (1) 当事者等

ア 控訴人は、令和元年11月27日、控訴人の肩書住所地において被控訴人の衛星による放送を受信することのできる受信設備を設置した者である(弁論の全趣旨)。

イ 被控訴人は、放送法により設立された法人であり(同法16条)、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(中略)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うこと」を目的としている。

### (2) 被控訴人の事業運営等

被控訴人の基本的な財源は、受信設備設置者が受信契約に基づき支払う受信料（放送法64条）であり、被控訴人は、営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止されている（同法20条4項、83条1項）。受信料の月額は、国会が、被控訴人の毎事業年度の収支予算を承認することによって定める（同法70条4項）、被控訴人が定める受信契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない（同法64条3項）、総務大臣は、受信契約条項の認可について電波監理審議会に諮問しなければならない（同法177条1項2号）。そして、放送法施行規則23条は、受信契約の条項には、受信契約の締結方法（1号）のほか、受信契約の締結を怠った場合及び受信料の支払を延滞した場合における受信料の追徴方法（7号）などを定めるものと規定している。

### (3) 新規約の定め

被控訴人が策定する受信契約（放送法29条1項1号ルにより、受信契約の条項は、被控訴人経営委員会の議決事項とされている。）は、日本放送協会放送受信規約により定められた条項によるものとされていることから、同規約は、放送法64条3項に従ってあらかじめ総務大臣の認可を受けているところ、新規約（令和5年4月1日施行）12条は、次のとおり定められ、そのほか、別紙に掲げる規定がある。

#### 新規約12条

NHKは、放送受信契約者が次の各号の1に該当する不正な手段により放送受信料の支払いを免れたときは、当該放送受信契約者に対し、支払いを免れた放送受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。

- i 放送受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第9条の放送受信契約の解約について不正があったとき
- ii 放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10

条の放送受信料の免除について不正があったとき

iii その他放送受信料の支払いについて不正があったとき

II NHKは、受信機を設置した者が正当な理由なく第3条第1項に定める期限までに第1条第2項に従った契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に放送受信契約を締結した場合、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から放送受信契約を締結した月の前月までの期間（以下本項において「対象月」という。）について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対象月において当該契約より料額が低い契約種別の放送受信契約書が提出されている場合、NHKは、対象月について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、当該放送受信料と当該料額が低い契約種別の放送受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。

### 3 爭点

新規約12条2項の定めは公序良俗に反するか否か。

### 4 爭点に関する当事者の主張

（控訴人の主張）

(1) 受信契約の締結を怠ったことにより割増金が発生することについて

旧規約12条では、受信契約者が、「①放送受信料の支払について不正があつたとき」と「②放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかつたとき」に、「所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。」旨が定められ、被控訴人との受信契約の締結を怠った場合の受信料の追徴方法の扱いが明確でなかつたところ、新規約12条においては、同条第1項で掲げる不正行為に対する追徴とは別に、同条第2項で受信契約締結の遅滞に関する受信料の追徴方法が定められ、受信設備設置者が受信契約の締結を遅滞したことのみをもって、

原則として、直ちに割増金の支払義務が発生することが定められた。受信契約の締結を怠ったとしても、犯罪行為などとして問擬されることはなく、単に民事的解決が求められるものにすぎないのに、新規約12条2項において、受信設備設置者が受信契約を締結しないことをもって割増金の支払義務が発生することを定めているのは公序良俗に反する。

(2) 所定の放送受信料の2倍の額に相当する割増金が相当でないことについて受信契約の締結を怠ったことは、新規約12条1項の不正行為ではないことを前提として、新規約12条2項として別途定められているものであるから、他の法令等において、不正行為を対象として正規の徴収額の2倍に相当する額を違約罰として定められていることがあるとしても、不正行為ではないことを前提とする新規約12条2項において、2倍に相当する割増金を定めることを正当化することはできない。また、被控訴人は、放送受信料の適正かつ公平な負担を目的として割増金の徴収を正当化するが、割増金の徴収は受信契約の未契約者に多大な経済的損失を与える一方で、過大な利益を被控訴人にもたらすもので、手段としても相当でなく、新規約12条2項は公序良俗に反し、無効である。

(被控訴人の主張)

(1) 受信契約の締結を怠ったことにより割増金が発生することについて被控訴人は、放送法64条3項4号により、「不正な手段により受信料の支払を免れた場合」と「正当な理由がなくて第2号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」に被控訴人が徴収することができる割増金について、受信契約の条項として定めなければならない旨規定されたことから、旧規約12条を改訂し、総務大臣の認可を受けて新規約12条の規定を設けたものである。受信設備設置者は、放送法64条1項に基づき、放送受信契約を締結しなければならない義務があるところ、受信設備を設置しているにもかかわらず、正当な理由もなく放送受信契約を締結しない設置者を放

置すると、放送受信契約を締結している設置者との関係で受信料の公平負担に失するから、新規約12条2項は受信料制度の適正な維持の観点から適切かつ妥当な規定である。新規約12条2項は、放送受信料の適正かつ公平な負担を図ることを目的としたものであって、電波監理審議会の諮問を経て、総務大臣により認可された、適正、妥当な内容の規定であり、公序良俗に反しない条項であることは明らかである。

(2) 所定の放送受信料の2倍の額に相当する割増金が相当でないことについて  
新規約12条における所定の放送受信料の2倍という割増金の金額の改訂は、他の国内類似法制度や法令の定めを参考に、審議等を経て総務大臣に認可された放送法施行規則23の2に定める2倍という上限に基づき、所定の放送受信料の2倍に相当する額を割増金として定めたものであって、適正かつ妥当である。新規約12条は、1項において、不正な手段により受信料の支払を免れた場合、2項において、放送法上受信契約を締結すべき義務を負う受信設備設置者に対し、一定の期限（設置月の翌々月末日）までに正当な理由がなく契約の申込みをしない場合に、それぞれ割増金の対象となることを具体的に規定していることから、適用対象についての予見可能性もあるから、不意打ちとはならず、対象者に不当な不利益を与えるものでない。

加えて、新規約においては、割増金の支払に関する経過規定を設け、新規約施行前から受信機を設置していた者に対しても、新規約施行日の令和5年4月1日以降の放送受信料の2倍に限定されており（新規約付則6項）、対象者に対し不当に不利益を課すものではない。

以上のとおり、新規約12条2項の規定は適正かつ妥当であり、公序良俗に反するものでない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

(1) 令和4年法律第63号による放送法等の改正経緯

ア 前記前提事実のどおり、被控訴人の事業運営の財源は、受信契約を締結した者が支払う受信料から賄うものとされているところ(前記第2の2(2))、受信料の徴収に関しては、令和2年度末時点において、受信契約の締結義務を負う者の約17%が受信契約の未締結者であり、未締結者のうち、受信契約の締結義務の履行を遅滞した者が支払わない受信料費用は、速やかに受信契約を締結した者の負担に転嫁され、締結義務を履行した者と不履行者との間に不公平が生じていた(乙23・25頁)。

イ そこで、総務省開催の公共放送の在り方に関する検討分科会などにおいて、受信料の公平負担のための制度等の検討が進められ、「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ(案)」に対する意見募集が行われ、その結果を踏まえ、令和3年1月18日、「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」が公表された(乙11、12)。

上記検討分科会では、受信料の公平負担を徹底するための検討において、受信設備の設置届出制及び未届に対する設置推定、未契約者氏名等(居住者情報)の照会などの提案もあったが、未設置者に対して一方的に不利益を与えるおそれがあるなど多くの問題が指摘された。一方、現在の契約に基づく受信料の支払という仕組みを維持しつつ、公平負担を徹底する観点から、正当な理由がないにもかかわらず、受信契約の締結に応じない受信設備の設置者に対し、刑事罰・行政罰とは異なる民事上の担保措置としての割増金を適用することができることを法律で定めることも考えられるという提案は有力であるとされた。そのうち、受信機が設置されれば直ちに債権債務関係を発生させ、割増金を課すことができる仕組みに転換するという方策も検討されたが、この方策は、被控訴人が、受信設備設置者の理解を得て、その負担により支えられて存立することが期待される事業体であること(最高裁平成26年(オ)第1130号、同(受)第1440号、同(受)第1441号同29年12月6日大法廷判決・民集71巻10号1817

頁参照)と整合しないとの指摘があり(乙12・9ないし12頁。)、検討分科会は、民事上の担保措置として割増金を適用できる旨を法律で定めることは有力な選択肢であるとの考え方を示した(乙13・18頁)。

ウ 上記イの取りまとめを受け、総務省は、令和4年2月4日、電波法及び放送法の一部を改正する法律案を第208回国会に提出、可決成立し、放送法が同年6月10日に公布された。これによって改正された放送法(現行法)では、受信契約締結義務の不履行者の契約締結を促し、受信料の公平負担を実現するため、同法64条3項本文において、受信契約の条項の記載事項を法定化するとともに、同項4号イにおいて「不正な手段により受信料の支払を免れた場合」と、同項同号ロにおいて「正当な理由がなくて第2号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」に、被控訴人が割増金を徴収できることを規定した。また、同法64条4項において、同条3項4号に規定する割増金の額について、当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とすることを規定した。なお、上記割増金は、義務不履行者が受信契約を締結した場合に、当該割増金に係る受信契約に基づき、被控訴人が当該未契約期間に係る割増金を請求するものであり、受信契約を締結しないまま、被控訴人が義務不履行者に対し、割増金のみを請求できるものではない(乙23・27頁)。

エ 上記ウを受けて、放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集を経て、令和4年9月30日、放送法施行規則の一部を改正する省令が定められ、放送法施行規則23の2として、「放送法64条第4項に規定する総務省令で定める倍数は、二とする。」ことが規定された。上記意見募集の中には、割増金の上限となる倍数案について否定的な意見も出ていたものの、他の料金制度の割増金の額との比較として、鉄道運賃、高速道路料金、電話料金、電気料金などの公共料金における割増金の例を参考に2倍を上限としたこと、他の法令と比べても違和感がないことなどを理由

に2倍を上限とすることが定められた（乙16ないし20）。

(2) 新規約の制定について

被控訴人は、放送法及び同法施行規則の改正に即して割増金に係る旧規約の変更案を作成し、受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、放送受信契約書を提出すること（新規約3条1項参照）、放送法6  
5 4条3項4号ロの正当な理由なく、設置した月の翌々月の末日までに受信契約の申込みをしなかった場合の割増金については、受信機の設置の月の翌月から放送受信契約を締結した月の前月までの期間・・・について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料・・・の2倍に相当する額である割増金を請求することができる（新規約12条2項参照）などの変更案を作成した。  
10

被控訴人は、上記変更案につき、令和4年8月31日、NHK受信料制度等検討委員会に諮問し、同年10月5日、同委員会から、割増金の水準を総務省令案に規定される上限である2倍とすることについて妥当性があると考えるなどの答申が出され、同変更案についての同月12日から同年11月1  
15 0日までの意見募集の結果を踏まえ、新規約について、総務大臣に対し、認可申請を行った（乙21・8頁、22・2頁）。

総務大臣は、これを電波監理審議会に諮問し（放送法177条1項2号）、同審議会では、①受信設備設置者に不当な不利益を課すものとなっていないか、②被控訴人に課された業務の円滑かつ確実な遂行の確保に支障が生じないかという観点から審査し、①については、受信設備設置者に帰責事由があることが前提になっていることや個別の事情によっては被控訴人の裁量で制裁が猶予される余地がある点で、受信設備設置者にとって不当に不利益を課すものではない、②割増金制度の適切な運用と抑止効果による受信料の支払率向上が期待され、被控訴人の業務の円滑かつ確実な遂行の確保に支障を及ぼすものではないことを理由として、認可が相当であるとの審査結果を出し、  
20 25 新規約が認可され、新規約に定める内容で受信契約が定められた（乙21、

22・2から4頁)。

2(1) 前提事実及び上記認定事実で認められた新規約制定に至る経緯からすれば、  
新規約12条2項は、正当な理由もなく受信契約を締結しない設置者を放置  
することが、受信契約を締結した受信設備設置者との関係で、受信料の公平  
な負担を失すことになるため、受信料の公平負担を徹底するための方策と  
して、民事上の担保措置としての割増金を定めることによるものとして、各  
方面の意見聴取も経た上で、放送法及び同施行規則の定める範囲で適正な手  
続によって定められたものであり、その内容も適正、妥当なものといえる。  
加えて、割増金については、12条2項に定められた事由に該当する場合に、  
一律に請求するのではなく、請求することができる旨規定しており、個別事  
情を総合勘案のうえ、必要に応じて請求するものとして定められている上、  
新規約の施行前より受信機を設置している者は新規約施行以降の期間を割増  
金の対象としていること（新規約付則6項）などからみても妥当な内容であ  
るといえ、公序良俗に反するものとはいえない。

15 (2) この点、控訴人は、新規約12条1項と異なり、受信契約を締結しないこ  
とは不正行為ではないのに、新規約12条2項は、受信契約締結の遅滞のみ  
をもって割増金の負担を規定するもので公序良俗に反する旨主張する。

しかし、放送法64条3項4号は、不正な手段により受信料の支払を免れ  
た場合と並んで、正当な理由なく、同法で定められた期限までに受信契約の  
申込みをしなかった場合にも、割増金を徴収することができる旨を定めてお  
り、また、受信契約締結の遅滞のみをもって割増金の支払義務が発生するも  
のではないことは、上記1(1)ウに記載のとおりである。通常、受信機の設置  
から2、3か月以内に契約の申込みを行うことは十分可能であると考えられ、  
被控訴人において受信機の設置を確認できた場合に、2、3か月の期間があ  
れば、被控訴人から受信機設置者に受信契約の申込みを促すことなどの実施  
も可能であるところ、同期間を過ぎても受信設備設置者から被控訴人に対し

て受信契約の申込みがなかった場合に、不正の手段により受信料を免れた場合と同様の負担をすべきとの規定を設けることは、受信契約についての理解を得るために最大限努力し、真にやむを得ない場合にのみ割増金の徴収を行うこととし、受信料の公平な負担が実現されることを期待した制度の趣旨にも合致するものである。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

- (3) 控訴人は、不正行為でない受信契約締結の遅滞による割増金の額につき 2 倍とすることを正当化することはできない旨主張する。

しかし、受信料の公平負担の徹底を図るための措置として必要性が高いことから担保的措置として設けられた割増金について、その対象となる悪質性の高い不正行為があった場合と受信契約の申込み期限を過ぎても契約の申込みがない場合とで異なる扱いが必要であるとはいはず、鉄道営業法における不正乗車における割増賃金などにおいて支払うべき金額に加え、その 2 倍に相当する額を請求することになっている他の法令などを参考に、受信契約の締結遅滞による割増金の水準につき 2 倍と規定したことが妥当でないとはいえない。

したがって、控訴人の上記主張も採用し難い。

- (4) 以上のはか、控訴人が主張する点については、上記のとおり認定説示したところに照らし、全て採用することができない。

3 よって、新規約も公序良俗に反するものとはいはず、控訴人に受信契約を締結する義務は存し、旧規約に基づく原判決は結論において相当であるから、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 21 民事部

裁判長裁判官

永 谷 典 雄

永 谷 典 雄

鈴木千帆



裁判官

鈴木千帆

5

中野達也



裁判官

中野達也

10

(別紙) 新規約

1条2項本文

受信機（家庭用受信機、携帶用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することができる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。

3条1項本文

受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。（以下略）

4条 放送受信契約またはその種別の変更契約は、受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する。

5条1項第1文

放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、第1条の放送受信契約につき、その種別及び支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。（表省略。）

付則6項

受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「第3条第1項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「その2倍に相当する額」とあるのは「令和5年4月から放送受信契約を締結した月の前月までの放送受信料の2倍に相当する額」とし、「対象月について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信

料に加え、」とあるのは「対象月について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、令和5年4月から放送受信契約を締結した月の前月までの」とする。

以上

これは正本である。

令和5年8月8日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官 金 谷 由布子

